

報道機関 各位

記者発表資料

平成15年8月29日

問い合わせ先：労政経済課

担当：宮原・伊藤

電話：829-1371

内線：3236

## 中小企業緊急特別資金融資制度の実施について

さいたま市では、中小企業者を取り巻く経営環境が依然として厳しいことから、資金需要の高まる年末に向け、市内中小企業者を対象とした中小企業緊急特別資金融資制度を実施します。

### 記

- 1 融資総枠 12億円
- 2 融資限度額 1,000万円又は最近の年売上高の12分の3のいずれかの小さい額以内
- 3 貸付金利 年1.2%
- 4 資金使途 運転資金に限ります。
- 5 融資期間 5年以内
- 6 据置期間 6月以内
- 7 受付期間 平成15年10月1日（水）から同月10日（金）まで（土・日は除く）  
ただし、申請金額が融資総枠に達した時点で締切りとします。
- 8 保証 埼玉県信用保証協会の保証に付します。（保証料年1.04%以内）
- 9 連帯保証人 個人の場合は1人以上  
法人の場合は代表者の他に1人以上
- 10 担保 必要に応じて徴します。
- 11 受付窓口 個人事業者は住所地（法人事業者は本店の所在地）が、西区・北区・大宮区・見沼区の場合は大宮区役所、中央区の場合は中央区

役所、桜区・浦和区・南区・緑区の場合は浦和区役所の各地域経済課が、受付窓口になります。

【大宮区役所 地域経済課】 電話 048-646-3093（直通）

【中央区役所 地域経済課】 電話 048-840-6093（直通）

【浦和区役所 地域経済課】 電話 048-829-6179（直通）

また、本制度は、市の融資のあっせんの決定後に、埼玉県信用保証協会の保証審査により融資内容の変更（取消しを含む。）が生じる場合があります。